

「成績評価の在り方」に関する基本的考え方（案）

1 基本的な方針

新しい法曹養成制度は、法科大学院における教育、司法試験、司法修習の一連の課程を有機的に連携させた、プロセスを重視するものである。すなわち、法科大学院では、学生の成績評価と修了の認定が厳格になされることが予定されているし、司法試験も、法科大学院教育を踏まえ、司法修習を経れば法曹としての活動を始めることができる程度の能力の有無を判定するものとして実施される予定である。

したがって、司法修習の課程においても、プロセス重視の観点から平常成績について厳格な評価を行うとともに、最終試験である司法修習生考試（二回試験。以下「考試」という。）によって、法曹資格を与えるのにふさわしい資質・能力を備えているかどうかを判定することが相当である。

2 実務修習・集合修習における成績評価

(1) 成績評価の基本的考え方

新しい司法修習の課程では、幅広い法曹の活動領域に共通して必要とされる基本的実務能力等の養成に焦点を絞った教育を行うことになる。この目的を達成するため、司法修習では、複雑な事実の中から法的に重要な事実を選び出して構成する分析能力、錯綜する証拠からの的確に事実を認定する能力、分かりやすく説得的な表現能力等の養成に重点を置くことになる。したがって、成績評価を行うに当たっては、法的分析能力、事実認定能力、説得的な表現能力等を基本的な評価の観点とし、司法修習の各課程ごとにその達成度を評定するものとする（ただし、総合型実務修習の成績評価の在り方については後述）。

(2) 実務修習における成績評価

分野別実務修習における成績評価

分野別実務修習は、実務家が個別的指導を行うという指導の性質上、相対評価が困難な場合が多いので（特に個別の法律事務所に配属される弁護修習についてこのことが妥当する）、新しい司法修習における分野別実務修習では、現在のような6段階評価（優、良上、良、可、可下、不可）を改め、4

段階程度の絶対評価（優，良，可，不可）とし，各分野ごとの評価の観点ができるだけ明確化するものとするが，修習生の配属数が多いなどの理由で相対評価が可能な場合は，相対評価も加味することができるものとする。

総合型実務修習における成績評価

総合型実務修習は，分野別実務修習の深化と補完を図ったり，分野別実務修習では体験できない領域の素養を身に付ける課程であって，司法修習生が各人の関心や必要性に応じて，自ら選択・設計するものである。そのため，達成度について各人共通のものさしで一定のランク付けを行う成績評価になじみにくい面がある。したがって，総合型実務修習については，一定のランク付けを伴う成績評価は行わず，司法修習生に総合型実務修習終了時に修習の成果等を記載したレポートを提出させるとともに，ホームグラウンドとなった弁護士事務所や個別の修習先からのコメントなどから，弁護士会長において修習生が総合型実務修習の課程を有意義に過ごしたか否かを判定するものとするのが相当である。

(3) 集合修習における成績評価

集合修習は，実務修習の体験を補完して，体系的・汎用的な実務教育を行い，法律実務で求められるスタンダードを指導する課程と位置付けられており，法曹に必要な基本的資質・能力の確保を目的とするものであるから，厳格な成績評価を行う必要がある。加えて，集合修習は，クラス担任制によって多くの修習生に対して基本的に同一内容の教育を行うもので，きめ細かな相対評価になじむものである。こうした点を考慮すると，集合修習の成績評価は，法曹としての能力についての絶対的な水準を念頭に置きつつ，6段階程度（優，良上，良，可，可下，不可）の相対評価（ただし，不可は絶対評価）を基本とすることが相当である。

また，評価に際しては，起案の成績だけでなく，授業中の口頭表現能力や討論場面でのディベート能力なども加味して，前記の観点から行うものとするべきである。

3 考試の在り方

考試は，法曹養成のプロセスの最後に位置する関門であるから，法曹資格を与

えるにふさわしい，法律実務家として必要な資質・能力を備えているか否かを的確に判定するものでなければならない。もっとも，考試を過度に重いものにする
と，点による選抜となってしまう，プロセスとしての養成の趣旨を損うおそれがある
うえ，司法修習の期間が1年に短縮される中で，考試にその多くを費やすことは
相当でないという現実的な要請もあるので，考試の方法については一定の簡素化
を図る方向で検討を加えるのが相当である。

そこで，法曹資格取得時期を徒に遅らせることのないようにすることと，司法
修習の期間が短縮される中で，実質的な修習の期間をできる限り確保するという
二つの要請を満足させるために，考試実施のための期間を司法修習課程の中に組
み込むこととし，これをせいぜい1週間程度とすることを検討することが相当で
ある。

また，試験の内容は，法曹としての実務能力を的確に判定する必要上，当面，
基本5科目について修習記録等を使用した筆記試験とし，口述試験については，
口頭による応答，表現能力が法曹にとって極めて重要なものであることはいうま
でもないが，その能力は，実務修習及び集合修習の課程を通じ平常成績で判定す
ることができるので，簡素化の見地からこれを廃止することを検討するのが相当
である。

さらに，試験の採点方法や評価方法についても，簡素化を図る観点から検討す
ることが必要である。